

議案第62号

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定
資産税の課税免除に関する条例制定について

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課
税免除に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の本年4
月1日施行に伴い策定する朝来市過疎地域持続的発展計画において、振興すべき業種
として定められたものの用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課
税免除を行うため、所要の条例整備を行うものです。

朝来市条例第 号

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定 資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対する固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定により課税免除をすることができる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、固定資産税の課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、固定資産税の課税免除の可否を決定しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(変更等の届出)

第4条 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、前条の申請内容を変更したとき、又は申請に係る事業を休止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該固定資産税の課税免除の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。

(3) 市税等市の徴収金を滞納したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認められるとき。

(課税免除の承継)

第6条 市長は、相続、合併、譲渡等の事由により、固定資産税の課税免除を受けた者に変更が生じたときは、対象施設において事業が承継される場合に限り、その事業の承継者の届出により、その承継者に対して課税免除の継続を認めるものとする。この場合において、承継者は、承継の事実を証する書類を添えなければならない。

2 前項の規定により承継することとなる固定資産税の課税免除の期間は、当該課税免除が決定された期間の残余期間とする。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、固定資産税の課税免除を受けた者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止)

2 朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年朝来市条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下この項において「廃止前の条例」という。）第1条に規定する過疎地域内において、製造の事業又は同条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者についての固定資産税の課税免除については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第62号資料

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対する固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定められた朝来市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内（旧生野町、旧山東町、旧朝来町）において、当該計画に振興すべきとして定められた業種である製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除を行うために策定するものです。

情報サービス業等とは、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等をいいます。

取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建設及び附帯設備にあつては増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含みます。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷

地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定により課税免除をすることができる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降3箇年度とする。

【解説】

前条（趣旨規定）で記した固定資産税の課税免除を行うに当たって、課税免除の具体的な内容（第1項）及び期間（第2項）について、規定しています。

第1項では、法第2条第2項の規定による公示日（令和3年4月1日）から令和6年3月31日までの間に、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業を営み青色申告書を提出する個人又は法人が、特別償却設備の取得等をしたとき、当該特別償却設備に対して課する固定資産税について課税免除をすることができるものと規定しています。ただし、資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限ります。

特別償却設備とは、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）で、取得価額の合計額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいいます。

(1) 製造業又は旅館業・・・500万円

（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人・・・1,000万円）

（資本金の額等が1億円超の法人・・・2,000万円）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業・・・500万円

第2項では、課税免除期間について、当該課税免除をした最初の年度以降3箇年度とすると規定しています。

（例）令和3年4月～12月に特別償却設備を取得等した場合の課税免除期間

→ 令和4年度～令和6年度

（課税免除の申請等）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、固定資産税の課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、固定資産税の課税免除の可否を決定しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

【解説】

第1項は、固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、各年度の初日の属する年の1月31日までに必要関係書類を添えて申請書を提出しなければならないと規定しています。例えば、令和4年度課税分から課税免除の適用を受けようとするならば、令和4年1月31日が申請期限となります。

第2項は、提出された申請書及び関係書類を審査し、必要に応じてさらなる報告等を求めるとともに実地調査を行い、当該課税免除の可否を決定しなければならないと規定しています。

(変更等の届出)

第4条 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、前条の申請内容を変更したとき、又は申請に係る事業を休止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

【解説】

第3条の規定に基づく固定資産税の課税免除の申請内容に変更が生じたとき、又は申請に係る事業を休廃止したときは、速やかにその旨を届け出る義務を規定しています。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該固定資産税の課税免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- (3) 市税等市の徴収金を滞納したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認められるとき。

【解説】

固定資産税の課税免除を受けた者が、各号列記の内容に該当した場合は、当該課税免除の全部又は一部を取り消すことができると規定したものです。

(課税免除の承継)

第6条 市長は、相続、合併、譲渡等の事由により、固定資産税の課税免除を受けた者に変更が生じたときは、対象施設において事業が承継される場合に限り、その事業の承継者の届出により、その承継者に対して課税免除の継続を認めるものとする。この場合において、承継者は、承継の事実を証する書類を添えなければならない。

2 前項の規定により承継することとなる固定資産税の課税免除の期間は、当該課税免除が決定された期間の残余期間とする。

【解説】

第1項は、相続、合併、譲渡等の事由により、固定資産税の課税免除を受けた者が

ら対象事業を承継した者が、対象施設において事業を承継する場合に限り、課税免除の適用を受ける地位を承継できることとし、その場合は、承継の事実を証する書類を提出しなければならないとする規定です。

第2項は、承継することとなる課税免除の期間は、当該課税免除が決定された残余期間とする旨を規定しています。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、固定資産税の課税免除を受けた者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

【解説】

第3条が申請時における審査であることに対し、本条では課税免除を既に受けた者に対し、課税免除の内容について、後して何らかの疑義が生じた場合など、必要に応じて報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査を行うことを可能と規定したものです。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例を施行するに当たり、必要な事項の規定を規則に委任するものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止)

2 朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年朝来市条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下この項において「廃止前の条例」という。）第1条に規定する過疎地域内において、製造の事業又は同条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者についての固定資産税の課税免除については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。

【解説】

第1項は、この条例の施行期日を定めるもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除の処分（決定）を行う時点で整備されていれば足りることから施行日は「公布の日」としています。

第2項は、朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例は、令和4年3月末に失効しますが、次項の経過措置を規定することにより当該条例は不要となるため、新規制定と合わせて廃止することとします。

第3項は、前項の規定による廃止前の条例第1条に規定する過疎地域（旧山東町）内において、製造業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新增設した者についての固定資産税の課税免除については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有するとしたものです。